

「特別活動・総合的な学習の時間の指導法」履修制限について

- 2年次春学期までは履修不可。
- 2年次秋学期および3年次春学期は、シラバスで指定されているクラス以外での履修は認めない。
- 2年次秋学期～3年次春学期での履修は1度限りとする。
(2年次秋学期に修得できなかった場合でも、3年次春学期での履修は認めない)
- 学校教育系4年生は、指定クラスと異なる学期での履修も可とするが、その場合は同じ学校種(小学校・中学校)のクラスを選択し、授業担当教員の許可を得て履修すること。※A類情報選修4年生は、A類対象のクラスを選択し履修すること(B類情報対象クラスは履修不可)。
- 教育支援系4年生は、B類対象のクラスを選択し履修すること。

令和7年4月11日

「特別活動・総合的な学習の時間の指導法」担当教員・学校教育教室